

治山林道事業における週休2日工事実施要領

〔平成29年9月27日 森保第755号〕

【沿革】平成29年9月27日付け森保第755号制定、平成30年11月7日付け森保第986号一部改定、令和元年8月7日付け森保第405号一部改定、令和2年4月1日付け森保第15号一部改定、令和2年10月9日付け森保第735号一部改定、令和3年3月19日付け森保第1325号一部改定、令和3年9月10日付け森保第672号一部改定、令和5年2月20日付け森保第1329号一部改定

(目的)

第1 建設産業において、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向け必要な環境整備を進める必要性が、政府の働き方改革実現会議において策定された働き方改革実行計画において位置付けられている。

この実施要領は、農林水産部森林保全課の所管する工事において週休2日を確保する工事(以下「週休2日工事」という。)を実施するために、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休2日 作業期間内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号(以下、「祝日に関する法律」という。))に規定する休日を現場閉所すること。
- (2) 週休2日相当 土日に限定せず、現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上であること。
- (3) 4週7休 土日に限定せず、現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上、28.5%(8日/28日)未満であること。
- (4) 4週6休 土日に限定せず、現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上、25.0%(7日/28日)未満であること。
- (5) 現場閉所日 予め定めた休工日であり、1日を通していずれの現場作業も実施しない日のことをいう(ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を除く)。
- (6) 作業期間 実工期から準備及び後片付け、特記仕様書で定める連休等(ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇)の期間を除いた期間
- (7) 実工期 工事開始日(余裕期間が終了した日)から工事完成日(受注者が工事完成届を提出する日)までの期間

(発注者の責務)

第3 発注者は、週休2日工事の実施に当たり、受注者が行う完全週休2日又は週休2日相当(以下「週休2日等」という。)の取組みの支障とならないよう、ウィークリースタンスの基本理念に基づいた対応等を実施するものとし、特に全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるものとする。

2 発注者は、余裕期間制度を活用するとともに、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行うよう努めるものとする。

- 3 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

(対象工事の選定)

第4 発注者は、原則として全ての工事を週休2日工事の対象として発注することを標準とする。なお、災害復旧工事を週休2日工事の対象として発注する場合は、第5(2)の受注者希望型で実施するものとする。

ただし、次の各号に該当するものは除く。

- (1) 社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事
- (2) その他、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事（補助事業等で費用の補正を認められていない工事など）

(実施手続)

第5 発注者は、次のいずれかによる方式により発注することとし、入札公告の際、特記仕様書により週休2日工事の対象であることを明示するものとする。

- (1) 発注者指定型

発注者が、完全週休2日又は週休2日相当に取組むことを指定する方式である。

- (2) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日工事に取組むことを協議したうえで実施する方式である。

2 受注者は、週休2日等の具体的実施日を施工計画書（当初）に記載して提出するものとし、その取り扱いは以下のとおりとする。ただし、受注者希望型の場合は、施工計画書の提出前に、週休2日等の取組みを工事打合簿で監督職員に協議するものとする。

- (1) 週休2日等の取組みの対象期間は、作業期間内とする。
- (2) 受注者は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。
- (3) 橋りょう上部工工事、機械設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
- (4) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
- (5) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工日とした場合は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。なお、振替作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日の達成とはならないものとなる。
- (6) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。なお、作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日の達成とはならないものとなる。
- (7) 休工日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場

閉所日として取り扱うことができる。

3 受注者は、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。

(週休2日の実施報告)

第6 受注者は、週休2日等の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前(土日等含む)までに、現場閉所日が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとする。

2 受注者は、休日が確保されていることがわかる資料(作業日報や週報、出勤簿等のいずれか)を監督職員に提示するものとする。

(工事成績評定における評価、達成証明)

第7 発注者は、次の各号に掲げる週休2日等の達成程度に応じ、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は別途定める。

(1) 完全週休2日の達成 監督員の工程管理及び創意工夫において加点評価し、さらに評定点合計に追加で2点加点評価する。

(2) 週休2日相当の達成 監督員の工程管理において加点評価し、さらに評定点合計に追加で1点加点評価する。

(3) 発注者指定型において、明らかに受注者側の週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、2点の減点評価を行うものとする。

(4) 受注者希望型において、週休2日を達成できなかった場合の工事成績の減点は行わない。

2 発注者は、発注者指定型において現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の達成が確認できた場合、または、受注者希望型において現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に、現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書を主任技術者(又は監理技術者)に発行するものとする。

(工事費の積算)

第8 発注者指定型にあつては、当初の予定価格の算定において、下表のとおり、それぞれの経費に4週8休以上の補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、4週8休未満となった場合は、全ての補正係数分を減額して契約変更を行うものとする。その際、4週6休以上であっても、補正は考慮しない。

表1

	4週8休以上
現場閉所率	(28.5%(8日/28日)以上)
労務単価	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

表 2

	名 称	区 分	4週8休以上
市場単価	鉄筋工（太鉄筋含む）		1.05
	鉄筋工（ガス圧接）		1.04
	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
		撤去	1.05
	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
		撤去	1.05
	防護柵設置工（落石防止柵）		1.02
	防護柵設置工（落石防止網）		1.03
	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
		撤去	1.05
	道路標識設置工	設置	1.01
		撤去・移設	1.04
	道路付属物設置工	設置	1.02
		撤去	1.05
	法面工		1.02
吹付砕工		1.03	
軟弱地盤処理工		1.02	
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	

※ 市場単価を補正した場合においても、表1の補正係数を共通仮設費率及び現場管理費率に乘じること。

- 2 受注者希望型にあつては、精算時に確認した現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乘じるものとする。

表 3

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	(28.5% (8日/28日) 以上)	(25% (7日/28日) 以上 28.5%未満)	(21.4% (6日/28日) 以上 25%未満)
労務単価	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

表 4

	名 称	区 分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
市場単価	鉄筋工（太鉄筋含む）		1.05	1.03	1.01
	鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01

防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防止柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去-移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02	1.01

※ 市場単価を補正した場合においても、表3の補正係数を共通仮設費率及び現場管理費率に乘じること。

- 3 労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていない見積単価は補正の対象としない。
- 4 共通仮設費率の補正は、補正前の共通仮設費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じ、補正後の共通仮設費率を算出した後、復興係数及び現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。
- 5 現場管理費率の補正は、補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、施工時期及び工事期間等補正を加算した現場管理費率に、復興係数及び現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。

附則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年10月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附則

この要領は、令和2年10月15日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附則

この要領は、令和3年10月1日以降、入札公告に付す工事から適用する。

附則

この要領は、令和5年4月1日以降、入札公告に付す工事から適用する。